



大阪西労働基準監督署発表  
令和6年11月27日

大阪西労働基準監督署  
電話 06-7713-2021

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 ～作業計画により作業を行わせなかった疑い～

令和6年11月27日、大阪西労働基準監督署（署長 本多正道）は、株式会社タツミ及び同社の工事部長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

### 1 被疑者

#### (1) 株式会社タツミ

本社所在地：大阪府大阪市西区北堀江

事業内容：解体工事業

#### (2) 同社工事部長A

### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第21条第1項

労働安全衛生規則第517条の14第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

### 3 事件の概要

被疑者Aは、大阪市西区九条のビル解体工事の現場責任者であるが、同人は同現場において、高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物を解体するにあたり、あらかじめ、工作物の倒壊による労働者の危険を防止するための作業計画を定め、これにより労働者Bに作業を行わせなければならなかったのに、当該作業計画により作業を行わせなかった疑い。

### 4 参考事項

- (1) 令和5年5月30日、大阪市西区九条のビル解体工事において、労働者Bがガス溶断機により天井の梁に切れ目を入れる作業中に天井が崩壊し、労働者Bが死亡するという労働災害が発生している。

- (2) 労働安全衛生法では、高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物を解体する場合は、あらかじめ、工作物の倒壊による労働者の危険を防止するための作業計画を定めた上で、当該作業計画により作業を行わせなければならないと定められている。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(罰則)

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二～四 (略)

(両罰)

第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則

(調査及び作業計画)

第五百七条の十四 事業者は、令第六条第十五号の五の作業を行うときは、工作物の倒壊、物体の飛来又は落下等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2～3 (略)

## 労働安全衛生法施行令

第六条 十五の五 コンクリート造の工作物(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作業